

Point

J R東海労 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 133 2011. 10. 08.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

報復処分撤回裁判第2回口頭弁論！

10月5日、東京地方裁判所527号法廷において報復処分撤回裁判第2回口頭弁論が関西地本から参加した11名を含む組合員・OB80名が見守る中開催されました。

口頭弁論では、組合側代理人から「会社側の証拠は後日作成されたものであり、疑義がある」など、あらためて東二運分会齊藤書記長への酒気帯びが会社のデッチ上げであることを4項目に渡り主張しました。

裁判終了後、弁護士会館で行われた報告集会では、主催者を代表して新幹線地本成田委員長から「第2回口頭弁論に多くの組合員・OBが結集した。このことが私たちの闘う意志の現れである。裁判闘争を通じて私たち東海労の団結を強化し、更なる組織強化につなげよう」と挨拶がされました。

続いて挨拶にたった本部淵上委員長から組織拡大の報告がされ、突然のうれしい報告に会場から大きな拍手が湧き上がりました。その後、鉄道ファミリー石川営業部長から挨拶を受けた後、長島弁護士から今後の裁判の進行について報告を受けました。



東京第二運輸所分会へ多くのカンパを届ける！

長島弁護士の報告の後、報復処分撤回裁判へのカンパを東京第二運輸所分会へ各地本の代表者から手渡されました。新幹線関西地本からは、私たち大阪修繕車両所分会の乾書記長が代表してカンパを手渡し、高岡地本法対部長が新幹線関西地本も共に闘っていく決意の挨拶をしました。

裁判プロジェクトから御礼と決意が述べられ、また、齊藤書記長から力強い決意表明が述べられ、報復処分を許さず裁判勝利に向け、一丸となって闘うことをあらためて意思統一しました。

第3回口頭弁論は12月14日（水）10時30分から
東京地方裁判所527号法廷で行われます！